

2019年8月5日（月）  
愛知県環境局環境政策部  
水大気環境課  
水・土壌規制グループ  
担当 宮本、木村  
内線 3045、3050  
ダイヤルイン 052-954-6225

## 安城市における地下水汚染について

愛知県では、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の規定により知事が定めた「平成31年度地下水質測定計画」に基づき、県内の地下水質の調査を行っています。

このうち、2019年6月24日に安城市城南町<sup>じょうなんちょう</sup>の井戸水を採水し、調査した結果、トリクロロエチレンが環境基準を超過したことが判明しました。

今後、安城市始め関係行政機関と連携して、環境基準超過の原因調査及び周辺の井戸所有者に対する情報提供等を実施します。

### 1 調査結果の概要

県内の全体的な地下水質の状況を把握するために実施した概況調査（メッシュ調査）において、以下の地点及び項目で環境基準を超過しました。

調査地点	項目	調査結果 [mg/L]	環境基準 [mg/L]	用途	採水日
安城市城南町	トリクロロエチレン	0.020 (2.0倍) <sup>注1</sup>	0.01	生活用、 その他 <sup>注2</sup>	6月24日

注1：調査結果欄の（ ）内は環境基準に対する倍率を示す。

注2：「その他」とは水道水源、一般飲用、生活用、工業用以外の用途を指す。

### 2 今後の対応

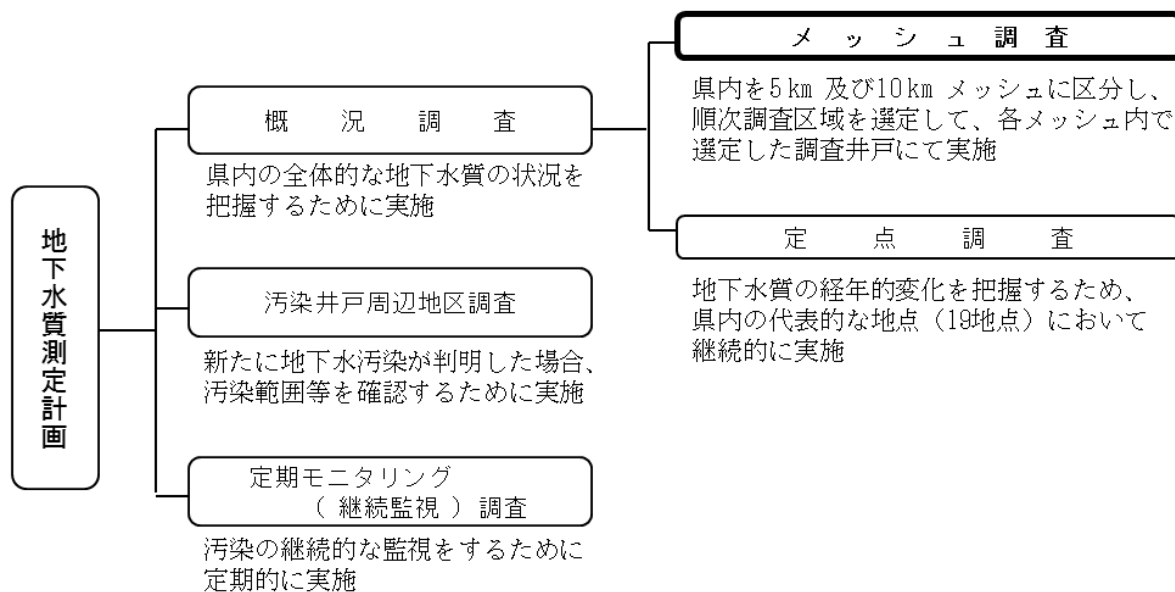
関係行政機関と連携し、速やかに以下のとおり対応します。

- (1) 環境基準超過の原因調査を実施します。
- (2) 周辺の井戸の水質調査を実施します。
- (3) 環境基準超過井戸及びその周辺の井戸所有者に対して、安城市始め関係行政機関と連携して情報提供等を実施します。

## 参考 1 平成 31 年度地下水質測定計画

水質汚濁防止法第 16 条に基づき、愛知県内の地下水の水質の測定について、測定すべき事項、測定地点等を知事が定めたもの（調査実施機関は、愛知県、国土交通省、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市及び豊田市の 8 機関）。

測定計画における地下水質調査の概要は下図のとおり。



## 参考 2 健康影響について

### ○トリクロロエチレン

高濃度のトリクロロエチレンを長期間取り込み続けると、肝臓や腎臓への障害が認められ、比較的低濃度では、頭痛、めまい、眠気などの神経系への影響が認められています。

発がん性について、国際がん研究機関（IARC）では、トリクロロエチレンをグループ 1（人に対して発がん性がある）\*に分類しています。（出典：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」）

\* IARC 公表データを基に愛知県で修正しました。